

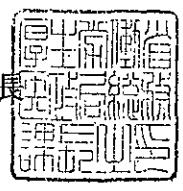


医政総発0112第1号
平成24年1月12日

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
埼玉県知事
千葉県知事
新潟県知事
長野県知事

殿

厚生労働省医政局総務課長



復興特別区域における「地域医療確保事業」の実施上の留意点について（通知）

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府令・厚生労働省令第9号。以下「特例命令」という。）が、平成23年12月22日に公布され、平成23年12月26日より施行されたところです。

特例命令第1条に規定する地域医療確保事業の実施に当たって留意すべき内容は下記のとおりですので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 特例命令による読替え後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第5項の運用について（第1条第1項関係）

この特例措置は、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療を担う病院を確保するため、東日本大震災の影響により医療従事者の確保が困難であること等を踏まえ、医療従事者の人員配置について過度の負担をかけないことを趣旨としたものであること。

「東日本大震災（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）の影響により当該数が変動し、実情に即したものとならない場合」とは、東日本大震災の影響により入院患者の数等が変動したことに伴い、配置すべき医療従事者の員数が現在の入院患者の数等に比して多く計算されてしまう場合等を主に想定したものであること。

「妥当な方法により計算された数」とは、直近3ヶ月間の入院患者の数等の平均値などを主に想定したものであること。

2 特例命令による読替え後の医療法施行規則附則第50条の運用について（第1条第1項関係）

「適切な医療を提供するための取組」とは、医師の確保に向けた取組に加え、地域の実情を踏まえ、例えば、救急時の連携体制の構築、患者の診療情報の共有化等の取組を想定したものであること。

3 地域医療確保事業の期間について（第1条第2項関係）

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）附則第2条等を踏まえ、最初の復興推進計画（同法第4条第1項に規定するものをいう。）の認定の申請に当たっては、地域医療確保事業について同法の施行後5年以内の期間を設定することが望ましいこと。

4 経過措置について（附則第2条関係）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第150号）第3条の規定により、平成24年4月1日から医療法施行規則第19条が改正されることとされたことを踏まえ、それまでの間の必要な読替規定を設けたこと。

5 関係者間の連携体制について

地域医療確保事業の実施に当たっては、医療法(昭和23年法律第205号)上の医師の人員配置に係る取扱いに変更が生じることから、医療法施行規則附則第50条の特例措置を運用する際と同様、診療報酬上の取扱いについて関係機関等との間でより一層の連携が図られるよう御配慮願いたいこと。

以上